

國學院大學學術情報リポジトリ

大中臣祭主の家にかんする研究余滴：
名前の「親」字の読み

メタデータ	言語: Japanese 出版者: 公開日: 2025-03-15 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 比企, 貴之 メールアドレス: 所属:
URL	https://doi.org/10.57529/0002001473

大中臣祭主の家にかんする研究余滴

——名前の「親」字の読み——

比 企 貴 之

はじめに

國學院大學図書館が所蔵する『藤波家文書』は、古代・中世・近世の長きに渉り伊勢神宮の祭主を世襲した藤波家に伝来した一大資（史）料群である。¹⁾

この藤波家についてももう少し詳しく述べると、古代以来伊勢神宮の祭主の職を担ってきた神祇氏族大中臣氏のうちから、平安後期—十一世紀半ば—になると以後の祭主を独占的に継承する一流が確立する。後年、この一流は伊勢神宮の諸事への影響力を強化するが、その足がかりとなったのは十世紀最末期に伊勢に拠点を構えたことで、とくにその主流たる歴代は伊勢神宮や離宮院からもほど近い岩出（現三重県度会郡玉城町岩出）に邸第を構えて在国時の恒常的拠点とした。史料のうえでも「号岩出」したと伝えられるだけでなく、周囲からも同系出身の歴代祭主が「岩出祭主」「岩出殿」と認識されていたようすを概ね室町後期まで窺うことができる。続く安土桃山期に同系の歴代が如何に冠称したかは不分明（恐らく岩出であろう）だが、江戸前期—十七世紀半ば過ぎ—になると拠点をふたたび京都に

定めて朝廷社会の構成員に復し、公家的性格を濃厚にするようになる。このとき同家の朝堂（堂上公家）復帰の動きにともない、家名も「藤波」を称するようになった。同家からでた最後の祭主は第四二代当主の教忠（在祭主・天保十年（一八三九）〜一八七二（明治四）年）で、明治の新たな時代を迎えるとともにそれまでの神祇官の官職と祭主職を解かれることとなった。なお、宮廷との所縁はその後も維持された。

一九九七（平成九）年に完成した國學院大學日本文化研究所編『神宮祭主 藤波家文書目録』（一九九七、國學院大學）によると、藤波家より國學院大學へと寄贈された資・史料の総点数は八七三点にのぼる。これ以前、当主であった故藤波道忠氏は、史料すなわち家伝来の文書・記録の継承に並々ならぬ熱意をもっており、寄贈先候補としていくつかの機関を熟慮したすえ、ついに一九九一年に國學院大學へと打診するにいたった。そのさい預けるにあたっては、藤波家の歴史について書籍としてまとめて欲しいとの要望が示されたという。かくして『藤波家文書』は、國學院大學日本文化研究所の預かることとなり、ただちに日本文化研究所（当時）のスタッフらにより岡田莊司氏を中心とした藤波家文書研究会が組織され、わずか二年ほどで同会編『大中臣祭主 藤波家の歴史』（統群書類従完成会、一九九三）の編述を成し遂げ、さらに日本文化研究所編『大中臣祭主 藤波家の研究』（統群書類従完成会、二〇〇〇）の刊行へと漕ぎ着けたのであった。そして両書のうち、とりわけ『大中臣祭主 藤波家の歴史』は、藤波家という一つの家に集積された『藤波家文書』を基盤史料に据えてその編述がおこなわれたことにより、家誌という所期の性格以上に、神道・歴史・社会科学・産業・芸術・文学の斯学に裨益するものとなった。

ところで、『藤波家文書』の調査と研究によりえられた成果の一つに、「藤波家では名前の「親」字を「むつ」と読む」という知見がある。これは天仁元年（一一〇八）の鳥羽天皇即位の折に大中臣親定が奏上したとされる「天神寿詞」（応永八年（一四〇一）写・「中臣秘書」）の本文中に「中臣、祭主正四位上行神祇大副大中臣親定」と注記が施されて

いることから、平安院政期以降南北朝期にかけての「親」字を有す家人の名もそう読んだのだろうと推断するものがあり、かつ前記『大中臣祭主 藤波家の研究』における一貫した読みとなっている。こんにち、かかる推断は、例えば「西田氏が紹介された守晨本と同じ大中臣親定が奏上した寿詞を記録したもので、⁽³⁾」と、神道学の方面で継承されているらしい。

しかしながら、古文書などにおける仮名とくに振り仮名は、その読み上げ—音声による表現—を前提としたもので、振り仮名が散在的に付されているということは「とくに当該の字の読みに注意すべき、ないし通常とはことなる特殊な読み」と考えるのが常識的理解であろう。すると、親定じしんの奏上にかかる寿詞に、みずからの名前の読み（しかも名乗りの一字にだけ）に振り仮名を必要としたのか、素朴に疑問である。そもそも「親」字を「むつ」と読むのは、どうやら当該「天神寿詞」だけに依拠した考えのようで、いかにも根拠薄弱の観をまぬかれない。いまや『大中臣祭主 藤波家の歴史』は、古代・中世の神祇関係史や伊勢神宮史に取り組むうえでは必読の基礎的文献であり、座右にすべき書といって過言ではない。それだけに、万一、同家の人物—とくにその読み—についてで錯誤を生じるところがあるならば、永く斯界の恨みとなろう。そこで本稿では、「親」字をもった藤波家の人物周辺の同時代史料を改めて搜索しその読み方に検討を加えるとともに、天津寿詞の資料的な評価にも一考を進めたい。

一 輔親の読み

『大中臣祭主 藤波家の歴史』に収載する「藤波家祭主列伝」は、第一代常磐（六世紀）から第四三代言忠（二十世紀）にいたる歴代当主を列記し、それぞれの名前の読みを示すとともにその履歴を整理するものである。このうち十一世紀前半の祭主であった輔親について、同書は以下のごとく記す。

第十四代 輔親（すけちか）

天曆八年（九四五）～長曆二年（一〇三八）。藤波本『中臣秘書』に曾孫親定の「親」を「ムツ」と訓むと見えるので、「輔親」は「スケムツ」と訓んだ可能性も高い。父は能宣で、母は藤原清兼の女。四条及び岩出と号す。（後略）

いわゆる祭主藤波家の歴代のなかで名前に「親」字をもった初見はこの輔親で、右のとおり「藤波家祭主列伝」では項目名として「すけちか」を掲げるものの、解説文では「すけむつ」と読んで可能性が高いことをも示唆している。なお、「藤波家祭主列伝」は執筆担当者の明記がないので、一先ずこの「輔親Ⅱすけちか（あるいはすけむつ）」説は、藤波家文書研究会の公式見解と考えてよいと思われる。また同書中藤森馨氏は、「中臣秘書」について説明するなかで「藤波家の先祖にあたる大中臣親定（十七代当主）が奏上した寿詞の写本が所蔵されている。」と、やはり「むつさだ」と読んでいるようすがうかがえる。

ところで、二〇二四年二月に國學院大學において開催された同研究開発推進機構 研究開発推進センター（神道宗教学会共催）のシンポジウム「伊勢神宮 古代・中世移行期論の射程」の質疑で、藤森氏は「藤波本『中臣秘書』に親定の「親」を「むつ」と訓むと見えるから、「輔親」は「すけむつ」と訓むべき」という趣旨の発言をなさっている。他ならぬ拙報告（『古文書学からみた伊勢神宮の中世的変容―祭主下文・宮司符・宮司庁宣をめぐって―』で「輔親」と連呼したことへのご指摘である。その場では「確かに、そういえば『大中臣祭主藤波家の歴史』では、中世前期の祭主の「親」字を随分と変わった読みかたをしていたな」といどの薄ぼんやりとした記憶が蘇ったに過ぎず、「輔親Ⅱすけむつ」説にたいし当意即妙のお返事を申し上げることができなかった。しかし、その後、祭主大中臣氏の中世的変容について検討を進めるなかで、やはり「親」字を「むつ」と読むのは難しいのではないかとの考えにいたった。本稿は、遅まきながら「輔親Ⅱすけむつ」説への返答という側面も併せ持つ。

行論に先立って輔親の経歴を示しておく、当初は藏人所衆として勤め、寛和二年（九八六）十月の除目で文章生となり、永延二年（九八八）八月に勘解由判官となった。正暦元年（九九〇）八月には皇太后宮職（詮子）の権少進も兼ねるようになる。翌年九月に従五位下に叙され、叙爵ののち冷泉上皇（安和二年（九六九）禪讓、寛弘八年（二〇一一）崩）の院判官代を勤めたという。なお、このかん長徳二年（九九六）には美作介に任じられ、そして長保三年（一〇一四）二月にはついに祭主の職を襲うにいたった。

注目すべきは、藤原道長の姉で円融天皇女御であつた詮子（一条天皇国母）の皇太后宮権少進となつてゐることである。神祇官人でありながら歌人としても高名であつた輔親である。ここからは、かれが道長を中心とする文人ネットワークの一環に包摂されてゐたことが類推できよう。事実、祭主となつた数ヵ月後に催された東三条院詮子の四十賀（長保三年十月）にさいし、道長や藤原公任といつた公卿や専門歌人（藤原輔尹・源道濟・源兼澄・橘為義・藤原為時）らに交じり屏風和歌を詠進しているが、このときの算賀が実弟道長の主催によるものであつたことは、国文学研究における知見の蓄積からすでに明らかである。同様に和歌に絡んで、一条天皇の勅をうけた北野行幸にまつわる歌の詠進⁸、道長息女の中宮彰子を国母にもつ後一条天皇（道長外孫）の大嘗会（悠紀）の歌作⁹、あるいは道長息男で摂政藤原頼通の大饗用屏風新調時の作歌といつた事蹟を検出可能である。さらに『御堂閔白記』を繕くと「美作守^外輔親献牛一頭¹⁰」との記述がみえ、両者間に直接的な繋がりがあつたことに疑う余地はない。転じて、かれの美作介任官も道長との関係を背景としたことさえ推定されよう。このように輔親は、確かに道長の周辺に形成された文人集団の一角に、いわゆる受領層を母体とする専門歌人として位置してゐたといえる¹¹。

そこで道長の周辺に位置した文人らが、その述作のなかで輔親を仮名で表記している可能性が想起されよう。例えば、前述の詮子四十賀での屏風和歌の詠進者として名を連ねた源兼澄（天曆十年（九五五）？〜長和元年？）は、

これを契機に道長との繋がりを強めていったらしいことを、二年後の道長主催の歌合に参加している事実から推察可能である。その私家集『源兼澄集』の伝本は近世初頭ころの成立のものしかなく、中世以前にさかのぼるものは残っていないのが現状だが、そうしたなか福井迪子氏は従来の二類四系統に基づく分類を発展的に継承し、一・二・三系への再整理のうえ、とくに一・二系間には決定的な優劣の差が認められず、講読にあたっては相互に参看すべきことを主張されている。ここでは、島原市立図書館松平家文庫本（一系〈旧異本系〉）を底本とした春秋会編『源兼澄集全釈（私家集全釈叢書10）』を用い、輔親の名が記された場面を取り上げよう。

すけちかが、つゆくさの花こひて侍る、かへしつかはずとて

てにつみてみづからそめしはななればとしはふれどもいろはかはらず（77番歌）

輔親と兼澄とのあいだのやりとり、転じて両者の親しい間柄であったことを示す歌で、そこで兼澄は輔親を「すけちか」と記している。交流の密なることは、ほかにも81・95・96・107番歌から読み取ることができ、さらに輔親との歌の応答を記して「（かへし）すけちか」とするなど、同家集では一貫して「すけちか」と記している。また、同家集には輔親の父で祭主も務めた大中臣能宣との交流を示す詞書や歌もみえる。能宣といえは「梨壺の五人」に屈指されるごとく、歌人としていつそう高名である。例えば、36番歌は、兼澄が能宣邸にたびたび訪問していたようすを明らかにするものであり、あるいは「よしのぶともろともに伊勢へいきしに」（40番歌）の詞書のごとく、能宣と連れ立って伊勢国に下向（能宣の祭主としての伊勢神宮への下向に随行したものか）したときの歌も収載される（85・110番歌）など、能宣ときわめて親しい関係にあったことがうかがえる。

こうした能宣・輔親子との親密な交流の背景には、和歌という結節点の存在が想定されることは勿論だが、そもそも兼澄がその妻室に能宣子女（輔親妹）を迎えていたことをより大きな要因として想定すべきだろう。すなわち、

能宣は舅、輔親とは義兄弟という関係にあったのである。こうした能宣や輔親との近さ―姻戚関係―も考慮するに、輔親を「すけちか」と記す『源兼澄集』は、その読み方についての有力な証言と云ってよさそうである。

藤原道長周辺の文化圏には、紫式部や和泉式部といった閨秀もいた。紫式部は中宮彰子のいわばサロン構成員となるが、その契機となるそもそもの召し出しは道長との所縁によった。彼女の記した評論・随筆的『紫式部日記』(寛弘五年(一〇〇八)〜同七年)には、中宮彰子の皇子(敦成)出産後、彰子への饗膳(「御膳まゐる」)の場面が活写されていて、当日の陪膳を勤めた女房八名のうちに輔親息女でやはり著名な歌人である伊勢大輔も含まれていたらしく、「いせのさいしゆすけちかか女」とみえる⁽¹⁵⁾。ただし、こんにちに伝わる『紫式部日記』は全体が原形のままではなく、多くの変形や削除を経たものと考えられている点は考慮を要そう。けれども一方で、やはり道長の召人の一人であった和泉式部も「このかたしたる⁽¹⁶⁾、さいす、けちかかりてかへすとて、かりのこをいれて」(『和泉式部集』515番歌詞書)と記している。⁽¹⁷⁾『和泉式部集』の伝本群(五系統)のなかでも書写時期がもつとも早く、本文・書様のうえでも他本よりも優れていると評される松井簡治博士旧蔵静嘉堂蔵本の記載であるから、翻って『紫式部日記』の表記も古態を伝えるものと考える余地は大いにある。

輔親没後、平安後期―いわゆる撰関期―の文学的蓄積を土壤として、ふたたび天皇周辺での文学的機運の高まりをみせるなか、十一世紀後半(平安院政期)に白河天皇の勅命によって成立したのが『後拾遺和歌集』である。⁽¹⁹⁾選者の藤原通俊(永承二年(一〇四七)〜康和元年(一〇九九))は白河天皇側近の歌人であった。和歌史研究の方面からは、かれの実母は伊勢大輔(夫高階成順)の息女と推定されていて、輔親のいわば外曾孫にあたるとされる。⁽²⁰⁾恐らく通俊は、頼基、能宣、輔親、伊勢大輔と続くいわゆる重代歌人の系譜にみずからが位置することを強く意識したことであろうことは、同撰集に輔親が関係する歌が複数数収載されていることから推定される。ここでは、曾祖父輔親の名に

ついで、懷円法師が輔親邸を訪れたときの詠歌にさいしての詞書「かちよりすけちかが六条のいへにまかれりけるに」(雑一838番歌)とあることで、「すけちか」と読(呼)んでいたことが判明する。

一方、同集神祇部の冒頭には、長元四年(一〇三二)のいわゆる長元託宣事件のときに齋王嬪子と祭主輔親とのあいだに交わされた贈答歌が以下のとおり収められている。

長元四年六月十七日に伊せのいつきの内の宮にまいりてはべりけるに、にはかにあめふりかぜふきて、いつきみづから託宣して祭主輔親をめしておはやけの御ことなどおほせられけるついでに、たび／＼御みきめして、かはらけたまはずとてよませたまへる

さかづき(月)にさやけきかげのみえぬればちりのおそりはあらじとをしれ(短)

御かへりたてまつりける

祭主輔親

おほち(祖父)ちむま(父)ごすけちかみよまでにいたゞきまつるすべらおほんかみ(孫)
(三代)

このかんの状況については『太神宮諸雜事記』が詳細であるから、そちらも参看しつつ前後の状況を整理すると、長元四年六月の月次祭で齋王嬪子が内宮宮域に参進したとき、急な風雨に見舞われたうえ最近の齋宮寮の長官(およびその妻女)の不敬を難じる旨の託宣をえたという。対応にあたったのは祭主輔親で、齋王からは朝廷にかかわる言動もあつた。そのさい神酒を立て続けに数杯あおり、輔親にも盃を勧めて一首を詠じ、それに輔親もまた歌で応じたものである。大意については、すでに先学によつても論じられているが、「盃に映じる澄み切つた月のごとく、疑念を差し挟むことなく託宣を承れ」との歌に、「祖父以来三代にわたり皇大神にお仕え申し上げている輔親なので、しかと承りましょう」と返歌したと伝えられるものである。

というのも、『後拾遺和歌集』にみえる託宣、ひいては齋王嬪子と祭主輔親間でじつさいにこうしたやりとりが

あつたか真偽は不明だからである。少なくとも『小右記』で確認可能な事後の朝廷での対応をうかがうかぎり、記主の藤原実資は祭主輔親の緩慢な動きにいらだちを隠せていない。²⁰ 森瑞枝氏もまた「託宣事件そのものにおいて、輔親が主導的役割を果たしたとは認めがたく、詞書のやりとりは不自然の感をまぬがれない。(中略) この歌が長元四年の輔親詠であるかどうか、このような状況であつたかどうか疑われてならない」とする。真偽のほどはともかく、ここで重要なのは十一世紀後半の藤原通俊がこの歌を知り得た経緯についてであろう。森氏は『後拾遺和歌集』収載の伊勢大輔の歌の性格についての指摘²¹をふまえつつ、通俊が大中臣歌人内における伝承歌をも採取可能な環境にあつたことを指摘されている。²² 輔親の孫康資王母や実母(伊勢大輔息女)ら在京の親族ルートでの情報取得を想定するかかる立場に依拠するならば、翻つて輔親の次世代・次々世代の血縁者において、輔親は確かに「すけちか」として認知されていたとすることができる。

以上、本節では「輔親」の読みについて、輔親と直接ないし間接にかかわりをもつた人びとにより編まれた述作、また輔親没後に成立した随筆や私家集において、かれの名前は確かに「すけちか」と読まれ(呼ばれ)ていたことを確認できたと考える。

二 親仲の読み

一先ず前節では、親定から約一〇〇年近く過去の曾祖父輔親について、その「親」字を「むつ」と読む可能性は限りなく乏しいことが確認できたわけだが、親定以降、「親」字を「むつ」と読みはじめたという可能も排除できない。とはいえ問題の親定その人についてその名前を仮名で表した文献は管見に触れないから、差しあたり親定以降の歴代中「親」字を名前にもつ人物がどう読まれたかを確認するのが堅実であろう。

なお、「藤波家祭主列伝」⁽²⁷⁾では、親定以降の「親」字を有する人物について、親仲（むつなか）、親隆（むつたか）、親忠（むつただ）、親世（むつよ）と立項する。このほかにも所載の系図には、親康（親定息男）、師親（同）、親章（親仲息男）、親俊（親康息男）ら非当主の家人が連なるが、その読みは記されていない。しかし、右記の親仲以下の記載をみるに、藤波家文書研究会では親康以下についても「むつ」と読んでいる可能性も高そうである。

ここでは親仲の読みを追ってみたい。そこで取り上げたいのが、親定・親仲父子と同時代の歌人で源俊頼（天喜二年〈二〇五五〉頃〜大治四年〈一二二九〉）の私家集である。源俊頼といえば白河上皇の命により『金葉和歌集』を撰進し、歌論書『俊頼髓脳』を編述したことでもとりわけ有名である。後年、その歌風は藤原定家や後鳥羽上皇らによって高く評価された。以下に取り上げる『散木奇歌集』（大治三年頃成立）は、そんなかれの詠歌を集成した自撰の書で、成立時期については⁽²⁸⁾147番歌の存在から『金葉和歌集』撰進後の最晩年に自作の整理がおこなわれたことが確実視されている。本文については関根慶子氏以来の研究蓄積があり、現在では概ね二系統に整理することが常識的理解となっている。⁽²⁹⁾これら伝本群のうちでも、その優位的性格について比較的衆目の一致しているのが阿波国文庫旧蔵本で、なかでも以下の歌は祭主大中臣氏との交流のあったことを示すものとして興味深いものといえる。

伊勢に侍りけるころ、祭主親定がいはて（岩出）といふ家おも（面白）しと聞きてまかりて見けるに、まことにおもしろかりける中にも川向ひの山づらいふなりけるが思ひ出でられてよめる

（遠近）をちこちの（外山）とやまの（瀬）すそを恋しともいはで思へば（廻）しる人もあらじ

俊頼が伊勢国に下向していたとき、祭主親定（長久四年〈一〇四三〉〜保安三年〈一二二二〉。在祭主・寛治五年〈二〇九一〉〜保安三年）の岩出の邸第の興をそそるようすであることを耳にし、訪れたところじつにそのとおりで宮川対岸の山の斜面のようすが印象深かったことにちなんだ詠歌という。右掲のとおり、「親定」と漢字表記する

ため、その読みは判然としない点、残念である。

ところが、右の歌には次のようなこととなる文例も存在する。それは、こんにち財団法人冷泉時雨亭文庫(30)が蔵する『散木奇歌集』の一本で、外題には「源木工集」（巻一は内題を「散木奇歌什」とし、巻二〜巻十は「散木強譚什」とする）とあるものに収載される同じ歌である。同書はこの詞書および歌を以下のごとく記す。

(伊勢) 一七にはへりけるころ、ひたちのかみち(常陸守)かな(親仲)か、いはてのすみか(岩出)を(住)もしろ(面)し(白)とき(聞)て、み(見)に下りたりけるにまことに(見)
おも(面)しろ(白)かりける、なかにもか(川)ハ(外山)の(外)す(所)のおかしく(見)みえ(言)けれハ、又(見)のひ(言)い(言)ひ(言)つ(言)か(言)ハ(言)しける

おちこちのと山のすそをこひしともいはておもへはしる人もなし

詠じられてる経緯や景観などは阿波国文庫旧蔵本ほかと同じのようでありながら、細かな部分での字句の書き換えが認められる。

冷泉本『源木工集』についての川村晃生氏の解題によれば、まず外題および巻一冒頭の二丁程度と奥書が定家の筆にかかり、奥書の文言からもともとあった家本（定家母〈藤原親忠女、美福門院加賀〉筆）が紛失したことを惜しみ、それ以前に藤原兼宗（あるいは藤原兼基の可能性もあり）が書写をしていた所持本を借り受けて、ふたたび書写せしめたものとされる。なお、本文そのものの書写者には定家の側近子女が想定されており、書写ののち定家による校訂が加わったと推考されるという。問題は、前掲歌および詞書が阿波国文庫旧蔵本以下のいわゆる流布本（完本）群と異なっていることだが、この点、川村氏はいわゆる流布本と冷泉本『散木奇歌集』（『源木工集』）との緻密な比較検討を経たうえで、項目立・部立構成の相違、欠脱・新出歌の存在、詞書の相違といったさまざまな点で両書間に顕著な差異が認められることから、「従って冷泉本は、『散木奇歌集』の草稿本的性格を濃厚に有す」とその性格を考えられている。

そこで問題の歌にかかわってで、草稿本段階から流布本へと整えられる過程で書き換えられた部分を示すと、以下のとおりである。

【冷泉本（草稿本）】

【流布本】

- | | | | |
|-----|-------------|---|------------|
| (1) | ひたちのかみちかなか | ↓ | 祭主親定 |
| (2) | すみか | ↓ | 家 |
| (3) | みに下りたりけるに | ↓ | まかりてみけるに |
| (4) | かハのとやまのすそ | ↓ | 川向ひの山づら |
| (5) | おかしくみえけれハ | ↓ | いふなりけるが |
| (6) | 又のひいひつかハしける | ↓ | 思ひ出でられてよめる |
| (7) | しる人もなし | ↓ | しる人もあらず |

門外の漢たるゆえ、書き換えによる歌の優劣は判じがたいけれど、とくに(1)の阿波国文庫旧蔵本以下では岩出第の主を「祭主親定」と記す一方、冷泉本『源木工集』では「ひたちのかみちかなか」している点は、両書間の顕著な違いとして注目される。

ここに登場する「ちかなか」は、祭主親定の息男の親仲を指す。「藤波家祭主列伝」は、

第十八代 親仲（むつなか）

？保延六年（一一四〇）。父は親定で、母は三善章経の女。常陸守などをへて、官位は正四位下神祇大副・伊勢守に進み、昇殿を許された。保延四年祭主職を望むが、別流の清親が親仲は衰老と訴え、願を果たすことができなかつた。行年六十八歳。神霊号は大中臣朝臣親仲命神霊。

と紹介している人物である。念のため、史料からも確認しておこう。康和五年（二一〇四）に「件祈祭主親定卿男伊勢前司親仲、從今日三箇日參彼宮令祈申⁽³¹⁾」との記述がみえ、親仲が伊勢神宮において祈禱を勤仕している記載があり、この時点ですでに前伊勢守であった。一方、元永二年（二一九）正月には「常陸^{任稱}」という記述がみえるが、これは親仲がすでに常陸守であった（＝任中）ことを意味するのではなく、任中上臈を超越して親仲が常陸介に任じられたことを意味している。「法性寺殿御記⁽³²⁾」所収の天治二年正月二十一日付「紀成忠申文」には、「超越上臈任受領官例」として親仲の常陸介任官に言及する（大中臣親仲 元永二年超越任中之上臈、任常陸介）からである⁽³³⁾。つまり、親仲は十一世紀最末期に伊勢守に任官され、任期を終えたあとは一一一〇年代をおもに散位として過ごし、元永二年の春除目で常陸介に任じられた（大治二年に「常陸前司⁽³⁴⁾」とあり）のである。

なお、ここまでに取り上げた古記録の記載からも明白なように、冷泉本『散木奇歌集』で親仲を「常陸守」とするのは、「常陸介」の誤りだが、そもそも常陸国は親王任国である。古記録類で同国の「介」が「守」として記載されるのは、事実上、実態としての守たることから両者が混用されたものである。冷泉本『散木奇歌集』の記載も同様のケースと考えたい。したがって一方の「藤波家祭主列伝」の「常陸守などをへて」という記述は、解説文としては誤りであろう。あるいは「中臣大系図⁽³⁵⁾」といった親仲の経歴に「常陸守」を書き上げた史料の記載に依拠したものであろうか。

閑話休題。それでは草稿本で「常陸守親仲⁽³⁶⁾」としていたのが、成稿（流布本）時に「祭主親定」へと書き改められたことには、どのような事情を想定できるのだろうか。川村氏は、「親長⁽³⁷⁾、親定のいずれとも解し得るような場合であったのか。或いは錯誤か」とするばかりだが、そもそも同歌は俊頼が伊勢国へと下向し岩出の邸宅を訪れたさいの、かれじしんの取材に基づく詠歌であることが大前提であり、錯誤とは考えがたい。すると当時じっさいに岩出邸にあったのは（祭主親定の子息）親仲で、現に俊頼の対応にあたったのもかれであったと考えるべきである。一方、

流布本の「祭主親定」は、成稿にあたり書き換えられた（書き直された）箇所といえる。俊頼は親定と親仲とを錯誤したわけではなく、ましてや両者の判別がつかなかったわけでもない。明確に両者を認識しているのである。

では俊頼は、どうしてそのような修訂を施したのか。その確たる理由は明らかにはしないものの、推定しうる可能性の一つとして両者の経歴が挙げられるのではないか。すなわち、父で祭主となった親定にたいし、親仲は大治三年（『散木奇歌集』成立）ないし大治四年（俊頼卒去）時点で知命を過ぎてなおも祭主就任の見込みがなかった。そうした状況下、『散木奇歌集』を最終的に取りまとめるにあたり、俊頼がいまだ一受領に過ぎなかった親仲から、祭主として実績を重ねていた親定のほうが詠歌に相応しいと考え、邸第の主を書き換えたということは考えられないだろうか。実際、十二世紀前半には、すでに大中原氏族のなかでもこの岩出を拠点とした一流が祭主の家として事実上確立をみた。なおも京都での職務を有す祭主に代わり、家子らが目代として現地にあって諸事を掌ることは十一世紀中葉以来おこなわれていた。そのさい、かれらの拠点となったのがこの岩出邸であった。邸第は祭主親定のものであったのだから、「祭主親定がいはて（岩出）といふ家」と記載を改めたことも、強ちに虚飾とはいいい切れないわけである。なお、親仲が常陸介在任のころであるから、俊頼の岩出邸訪問は元永二年から大治元年の七年間のうちの出来事である可能性が高い。恐らくかれは常陸介を重任されたのではないか。

かくして親定の後代（実子）親仲についても、その「親」字は「むつ」ではなく、やはり「ちか」と読まれ（呼ばれ）ていたことが確認された。ここまで一・二節をつうじ、親定を基点としてかれ以前の輔親、そして親定実子の親仲について、両名の「親」字の読みが示された史料を博搜しつつ、どちらも「ちか」と読まれたことを確認してきた。残念ながら、親定を含めて他の「親」字を有する当主・家人たちについては、その読みの手掛かりとなるものは管見には触れないが、以上の状況を考えるに同家の名乗りの「親」字は基本的に「ちか」と読まれたのであって、「むつ」

と読んだ可能性はきわめて低いといわざるをえない。

三 再び『天神寿詞』へ

そこで改めて問題となるのは、これまで先学が「親」を「むつ」と読む根拠としてきた「天神寿詞」（応永八年〔二四〇一〕写・「中臣秘書」）のその史（資）料としての評価についてである。まずはここでの検討に先立ち翻刻文を掲げることとする。翻刻にあたっては同書の用字や一行あたりの字詰め（改行）に準じ、さらに参考注を（ ）で、同様に（ ）で校訂注を施した。なお、傍訓や送り仮名の位置が適切でないものは適宜調整を加えた。

1 壽詞文 祭主親定勤仕

アラミトヨマヤノヲ所代 現御神止大八嶋所ノ知ル、食 瀨大倭根

コスヘラキ 子天皇我御前尔天神乃壽詞遠稱

辞定奉 良久 申瀨高天原尔神留瀨皇スヘ

5 親神漏伎神漏美乃命於持天八百

ムツ 万乃神達於神集メ賜天皇孫ノ尊波

高天原仁事始天豊葦原乃瑞穂乃

國於安國止平介所知食天天都日

ツキ 飼乃天都高御食尔御座天天都膳

10 於長御膳乃遠御膳止千秋乃五百

秋仁瑞穂於平介安介由遮仁所知

メセコトヨセ 食斗事依志奉天天降坐之後仁中

臣乃遠都神天兒屋根命止皇御尊

乃御前仁奉天仕天忍雲根神於天

15 乃二上仁奉天上神漏岐神漏美命乃

御前仁受給利申尔皇御孫乃尊乃

御膳都水波宇都志國乃水於天津

水夜立奉止奉申事教給天忍雲

根乃神天乃浮雲仁乘天天乃二上

20 仁奉 上坐天神漏岐神漏美乃前仁

受給申波皇御孫尊乃天乃玉櫛於

事依奉天此玉櫛於刺立自夕日至

朝日照^ス天都詔^ツ乃^ノ太刀言^フ於^{ケル}告^ル礼^ト如^ク此^レ告^ル波^ハ麻^ハ知^ル波^ハ弱^ク菲^ニ由^リ都^ニ五^ト百^ノ簞^ノ生^レ出^テ牟^リ自^レ其^ノ天^ノ下^ヲ天^ノ乃^ハ八^ノ井^ト

出^テ牟^リ此^レ於^テ持^テ天^ノ津^ノ水^ヲ止^ム所^ニ聞^ク食^ハ止^ム
事^ニ依^テ奉^ル波^ハ如^ク此^レ依^テ奉^ル志^ヲ任^ス任^ス仁^ノ所^ニ聞^ク
食^ハ須^ル由^リ避^ル乃^ハ瑞^ニ穗^ト於^テ四^ノ方^ノ乃^ハ國^ノ乃^ハト

部^ノ等^ハ大^ニ兆^ト仁^ト卜^ト事^ヲ平^ク持^テ天^ノ奉^ル悠^ク記^ス近^ク
江^ノ國^ノ甲^ノ賀^ノ郡^ノ主^ト基^ト仁^ト丹^ト後^ト國^ノ水^ノ上^ノ郡^ト

於^テ齋^ニ定^ム天^ノ物^ヲ部^ノ乃^ハ人^ノ等^ノ酒^ヲ造^ル兒^ノ酒^ヲ波^ハ
粉^ヲ走^ル灰^ヲ燒^ク薪^ヲ採^ル相^ト作^ル稻^ノ実^ノ公^ト等^ハ大^ニ嘗^ム

會^ハ乃^ハ齋^ニ場^ニ余^ヲ持^テ齋^ニ利^ト參^ル來^ル天^ノ今^ノ年^ニ乃^ハ
十^ノ一^ノ月^ニ乃^ハ中^ノ都^ノ卯^ノ日^ニ由^リ志^ヲ理^リ伊^ノ都^ノ志^ト

理^リ持^テ恐^ル利^ト弥^ク也^ク青^ノ麻^ノ波^ハ利^ト仁^ト奉^ル仕^ス利^ト
月^ノ内^ニ仁^ノ日^ニ時^ニ於^テ撰^ル定^ム天^ノ獻^ル留^ル悠^ク紀^ス主^ト

基^ト乃^ハ御^ト膳^ノ里^ノ木^ノ白^ノ木^ノ乃^ハ大^ニ御^ニ酒^ヲ於^テ大^ニ
倭^ノ根^ノ子^ト天^ノ皇^ノ我^レ天^ノ都^ノ御^ト膳^ノ乃^ハ長^ク御^ト膳^ト

遠^ク御^ト膳^ノ斗^ノ知^ル毛^ト実^ト毛^ト赤^ク丹^ノ乃^ハ穗^ト毛^ト所^ト

天神寿詞は「中臣寿詞」ともいわれる祝詞の一つで、天皇の踐祚大嘗祭の儀式において中臣氏が奏上をおこなった

40 聞^ク食^ハ須^ル豊^ク明^ク尔^ノ御^ノ座^ニ毛^ト天^ノ都^ノ社^ノ國^ノ津^ト

社^ノ稱^ル辭^ヲ定^ム奉^ル留^ル皇^ノ神^ノ等^ノ母^ノ千^ノ秋^ノ五^ノ百^ト
秋^ノ乃^ハ相^ト嘗^ル尔^ノ相^ト宇^ト豆^ト乃^ハ奉^ル利^ト堅^ク磐^ト常^ト

磐^ト仁^ト齋^ト奉^ル天^ノ伊^ノ賀^ノ志^ト御^ト世^ト尔^ノ采^ト乃^ハ奉^ル
利^ト仁^ト天^ノ仁^ト元^ト年^ニ始^メ天^ノ与^テ天^ノ地^ノ日^ノ月^ノ共^ニ

照^ル志^ト明^ク御^ト坐^ト事^ト仁^ト本^ト未^ク不^レ傾^ク茂^ク棺^ト
乃^ハ中^ノ執^テ持^テ天^ノ奉^ル仁^ト留^ル中^ノ臣^ノ祭^ノ主^ト正^ト四^ト

位^ニ上^ニ行^ク神^ノ祇^ノ大^ニ副^ト大^ニ中^ノ臣^ノ親^ニ定^ム加^シ壽^ト
詞^ヲ於^テ稱^ル辭^ヲ定^ム奉^ル止^ム申^テ天^ノ申^テ久^ク天^ノ皇^ノ朝^ト

廷^ニ尔^ノ奉^ル仕^ス親^ト王^ノ諸^ト王^ノ諸^ト臣^ノ百^ノ官^ノ人^ノ等^ト
天^ノ下^ノ四^ノ方^ノ國^ノ乃^ハ百^ノ姓^ノ諸^ノ集^ル侍^ル利^ト見^ル食^ト

倍^ク導^ル食^ハ倍^ク聞^ク食^ハ倍^ク天^ノ皇^ノ朝^ノ廷^ト
仁^ト茂^ト世^ト仁^ト八^ノ桑^ノ枝^ノ乃^ハ如^ク久^ク立^テ采^ル奉^ル仕^ス

留^ル倍^ク禱^ス事^ヲ於^テ恐^ル美^ク恐^ル美^ク毛^ト申^テ給^テ放^テ久^ク申^テ
私^ノ記^ト 寿^ノ詞^ヲ奏^ス者^ト祭^ノ主^ト以^テ素^ク紙^ノ書^ク也^ト於^テ大^ニ

55 極^ク殿^ノ説^ク近^ク之^レ從^テ公^ノ家^ニ不^レ被^テ書^ク下^ニ之^レ
于^テ時^ニ応^ル永^ク八^ノ年^ニ辛^巳十^ノ一^ノ月^ニ三^ノ日^ニ書^ク写^ス畢^ト

ものである。これは平安前期当時の四時恒例の祭儀や臨時の祭儀で読まれた二七篇の祝詞を収載する『延喜式』(神祇・卷第八 祝詞)には含まれていない。

これまでに「中臣寿詞」の写本として知られるのは、二系統(四本)である。一つは、「天仁元年(鳥羽天皇)中臣寿詞」系統とも呼ぶべき群で、天仁元年(一一〇八)十一月、鳥羽天皇の大嘗祭のときに当時祭主でもあった大中臣親定が奏上をおこなったものである。この群には二つの写本が伝わっており、一本はここで問題とする(1)國學院大學図書館蔵『藤波家文書』(「天神寿詞」(「中臣秘書」)本で、前掲翻刻文のとおり奥には室町前期の応永八年(二四〇一)の書写である旨の記載がある。そして一本は西田長男が写真図版を掲載のうえ学界に紹介した(2)同氏旧蔵「中臣寿詞」で、こちらは室町後期の内宮正員禰宜である荒木田(藪田)守農の写業にかかる一本である。両書は共通祖本を有す関係との指摘が藤森氏によってなされている。⁽⁴⁾

もう一つの系統は、平安院政期の公卿藤原頼長(保安元年(一一二〇)〜保元元年(一一五六))の日記『台記(別記)』の「康治元年 大嘗会」に収載されたものに端を発する系統で、康治元年(一一四二)十一月の近衛天皇の大嘗祭にさいして当時祭主でもあった大中臣清親が奏上した、いふなれば「康治元年(近衛天皇)天神寿詞」系統である。同時代史料の『台記(別記)』に所載される点できわめて重要なものだが、江戸中期以降の故実家ないし国学者によってはじめて広く世に知られるところとなったものである。まず、その一本として挙げられるのは、(3)神宮文庫が所蔵する江戸前期から中期にかけての有職故実家で壺井義知(明暦三年(一六五七)〜享保二十年(一七三五))が校訂した「中臣寿詞」の写本である。これは青木紀元氏⁽⁴⁾が紹介されたもので、氏は義知自筆でこそないものの、その成立はかれの死より五十年以上を経るものではないと考えられている。一方、江戸中・後期の国学者である本居宣長は『玉かつま』の冒頭にその全文を掲げているのだが、かれはそのさい「今は三・四本を合せ見て」対校のうえ片仮名

で傍訓を付したのだという。のち、さらに深い考察を経たうえで最終的な清書本（傍訓なし）とされる一本（本居宣長記念館蔵）をものしたとされる。⁴⁴

以上の両系統諸本の状況を念頭においたとき、(1)は内容的にも書写識語（書写年代）的にも古態を伝えるものであり、かつ保存状況も良好で他本(2)の欠落を補わしむる本である点、きわだった特徴をもつものである。したがって、かかる藤波家伝来の史料に「親定」と傍訓が施されていたことは、ただちに同家で「親」字が「むつ」と読まれてきたのだと強烈に印象づけるものとなったに違いない。

しかし、前掲の翻刻（本号の口絵も参照のこと）の細部には、いくつか気になる点もある。まずは仮名遣いである。これは本文と傍訓とのそれぞれに指摘できるが、本文にかかわってでは、例えば送り仮名「ヲ」である。古体に属すワ行の「遠」（3行目〈二紙表〉）そして「乎」（29行〈三紙裏〉）が各一カ所ずつしかみえないのにたいし、「於」（ア行「オ」）が計一七カ所にもおよぶ頻出ぶりで、「天仁元年（鳥羽天皇）中臣寿詞」にはすでに「ヲ」の「オ」への転訛・混用（かつ後者の「於」が多用）が認められることである。ただ、「天仁元年（鳥羽天皇）中臣寿詞」が十二世紀前半のものであること、すなわち「ヲ」「オ」間の区別がなくなった平安後期（十一世紀後半）⁴⁵よりあとの時期のものであることを考えれば、ここでの混用状況も問題ないかのごとく一見思われるが、一方でこの約四十年後の「康治元年（近衛天皇）天神寿詞」では「を」を洩れなく「遠」と用字していることを考慮すると看過できないものである。そのさい、藤原頼長の日次記（『台記』）には、

卅日、戊午大嘗会日記、自卯至午別記也、始自去年廿一日、今日書了、執筆山城前吏源実長、不交他人筆、但未読之、実長・予等忘寝食書之、予雖御筆不執筆也、四ヶ日記、合卅六枚、⁴⁶

との一文がみえ、当時頼長は別記として「大嘗会日記」をまとめたようである。当該の「大嘗会日記」そのものは

伝存しないものの、右記からは頼長や源実長らによって緻密な編纂作業が進められたことを推察可能で、このとき祭主大中臣清親が奏上した天神寿詞についても編纂時の資料としてその現物をかれらが手にした可能性はきわめて高い。そのとき、その作業にあたって頼長らが底本とはことなる用字に書き換えたとは考えにくい。十二世紀半ばの「康治元年（近衛天皇）天神寿詞」は古体の仮名遣いで記されていたと考えられる。

すると、これに四十年ほど先立つ「天仁元年（鳥羽天皇）中臣寿詞」（写本）で「ヲ」の仮名遣いが全体をつうじア行優勢であるという事実が示唆するものとは、この天神寿詞の本文は必ずしも古体、ひいては全体的にも古態を留めていないということである。

併せて、傍訓の仮名遣いにも言及しておこう。例えば、「大」の漢字にたいし「大^{ヲ、ヤ}八ノ嶋」（2行（二紙表））または「大^{ヲホナメアヒ}賞会」（32行（三紙裏））のごとく「ヲ」、「ヲホ」の両様の傍訓を施す。「ヲホ」が古体で、一方の「ヲ」、「は」長音表記である。一つの完結した史料のなかで表記に揺れがある点、違和感を否みがない。また傍訓表記の不統一は「齋」の字にたいする「イワヒ」（31行（二紙裏））、「イハヒ」（33行（三紙表））、「イハイ」（43行（三紙裏））の三箇所にもいえる。音韻のハ行からワ行への推移にともなうものである。これら諸点から、やはり「天仁元年（鳥羽天皇）中臣寿詞」よりも「康治元年（近衛天皇）天神寿詞」のほうが、天神寿詞として古態を伝えるものというべきであろう。⁽⁴⁷⁾

「天仁元年（鳥羽天皇）中臣寿詞」の不備は、本文文字の精度や傍訓の位置などからも指摘することができる。まず(1)では「持恐利」（35行（四紙表））にたいする「モチ」の傍訓が「恐利」に半ば掛かってしまっており、じつに読みにくい。また続く「恐^{コソコトホク}弥也」は「恐れりといよいよなりたし」とでも訓むのだろうか、「コシコト」とある部分も含めて、訓みおよび意味は不明である。さらに「茂^{モク}檜」（45行（四紙裏））の「茂」に「ホコ」が振られている箇所も、本来は「茂^{いひか}し」と訓まれるべきであり傍訓としては不適當である。この傍訓「ホコ」は、続く「檜」がそもそも

「槍」の誤記で、この「槍」に施されるべきものである。こうした本文文字の誤りには、ほかに「日飼」(9行〈二紙裏〉)は「日嗣」の、また「大兆」(29行〈三紙裏〉)は「太兆」の誤記であることが指摘でき、ふだん祝詞に習熟していればありえない、仮にあったとしても修訂を加えてしかるべき誤記である。

なお、以上の点は(2)にもほぼ共通して看取できる。つとに藤森氏が想定されたとおり(1)・(2)共通祖本の存在は疑いなく、これらの誤記や傍訓不備は共通祖本段階での状態を伝えるものと考えたほうがよい。すると、必然的に(1)・(2)書写者が、どの程度天神寿詞の内容を理解できていたかには大きな疑問が残るところとなる。そもそも共通祖本の作成が本文・傍訓いちどきに同一人物によって記されたものか、それとも共通祖本の本文と傍訓間にすでに書写者・書写時期に大きな違いがあるのか、本文にも文脈不明瞭な箇所があることは本文そのものも複数のこととなる親本からの継ぎ接ぎのようにして成立した可能性も視野に入れる必要があるのか。果たして藤波家の内部で生成された天神寿詞なのか。多角的に検討していく必要がある。そのさい(1)「于時応永八年辛巳十一月三日書写畢」、(2)「伊忠卿之御本於被下書之、守晨之」とそれぞれの成立の由緒を記すものの、「太刀言」(23行〈三紙表〉)に「フトノ」⁽⁴⁾とする点は――中世に合略仮名「フ」がまったく使用されないわけではないけれど――やはり大きな違和感が残る部分である。(2)に書写年月日を明記しない点も不審を拭えない。書写識語じたいも額面通りに受け取ってよいものか、つまり(1)・(2)成立の時期についてさえいっそう慎重な判断が要されよう。

おわりにかえて

『大中臣祭主 藤波家の歴史』以来、大中臣祭主藤波家のなかで名乗りに用いた「親」字は「むつ」と読まれていたと考えられてきたことについて、実際に「親」字をもった歴代のその同時代史料の洗い直し作業をつうじ、「親」は

「ちか」と読まれたことを確認した。

まず親定の前後の時代における輔親や親仲の「親」字は、いずれも「むつ」とは読まれて（呼ばれて）いなかった。それぞれかれらの周辺にいた文人ネットワークのなかで生成された仮名史料がいずれも「ちか」と記すことから確実である。したがって「中臣^ウ祭主正四位上行神祇大副大中臣親定^ム」の記載を根拠に、翻って大中臣祭主藤波家では「親」を「むつ」と読んだと遡及させて考えることは牽強付会といわざるをえない。

また「天仁元年（鳥羽天皇）中臣寿詞」の資料的性格についても一考を進めた。同天津寿詞は、その識語によってこれじたいを評価することは難しく、部分的・限定的あるいはそのそのも信憑性じたいも再検討する余地がある。

「天仁元年（鳥羽天皇）中臣寿詞」の性格をこのように考えるとするならば、「中臣^ウ祭主正四位上行神祇大副大中臣親定^ム」と、何故「親」字にだけ傍訓を施したのだろう。(1)および(2)の書写者がともに天神寿詞の内容および訓みを充分に咀嚼出来ていないと思しきことを考慮するに、冒頭の「皇親神漏伎・神漏美」（5行〈二紙表〉）の「親」——これは正しい傍訓で、「スメモツ」で「皇統に基づく親しい」の意⁽⁴⁹⁾を機械的に写したが、残念ながら親定の名前に付したのは蛇足であった⁽⁵⁰⁾などの事情を想定する……というのが関の山ではないか。

論も理もともなわず、ただ只管に人物の名前の読みについて管見に触れる限りの史料上の記載を拾い、付け焼き刃に隣接学問分野の知見も借用しつつ「親定」の読みを検討を加えてきた。残された課題は多いが、すでに論者の能力の範疇を逸脱しているので、これらについては国文学や神道学の専門的知見からの後考を俟つこととしたい。

なお、本稿の成稿にあたっては、とくに三節における歴史的仮名遣いや道果本『古事記』における合略仮名「一」の実例の存在について、高橋俊之氏（國學院大學研究開発推進機構客員研究員）より有益な教示を賜ったことを記して謝辞に代えたい。

註

- (1) 『國學院の古文書』（國學院大學 研究開発推進機構 校史・学術資産研究センター、二〇二二）。
- (2) 『國學院大學 日本文化研究所報』 No.169、182、199、200、252。
- (3) 粕谷興紀「中臣寿詞」（『延喜式祝詞付中臣寿詞』和泉書院、二〇一三）。
- (4) 藤森馨「古代の大中臣祭主家」（藤波家文書研究会編『大中臣祭主 藤波家の歴史』統群書類従完成会、一九九三）。
- (5) 『研究開発推進センター紀要』一九（二〇二五・三）。なお、藤森氏は「訓み」と表記している（質疑での発言も「訓み」を念頭にされたものか）が、名乗りが音声としてどのように表現されたかという意味を問う本稿においては「読み」と用字する。
- (6) 『権記』長保三年十月八日条。
- (7) 田島智子「道長と屏風歌―長保三年東三条院詮子四十賀屏風を中心に」（『和歌文学研究』七二、一九九六・六）。
- (8) 『小記目録』寛弘元年十月十九日条。
- (9) 『御堂関白記』長和五年十月二十九日条。
- (10) 『御堂関白記』長保元年九月七日条。
- (11) 『小右記』寛仁二年正月二十一日条。
- (12) 「長保五年左大臣道長歌合」（『平安朝歌合大成 増補新訂』第二卷、同朋舎出版、一九九五）では、一番の歌人として兼澄が配され出詠している。
- (13) 小町谷照彦「兼澄集の諸本について」（『国文学ノート』七、一九七〇・三）、福井迪子「解説『源兼澄集』の伝本と本文」（春秋会編『源兼澄集全釈』（私家集全釈叢書10）風間書房、一九九二）。
- (14) 『源兼澄集』81・98・100・102番歌。
- (15) 蜂須賀家本『紫式部日記絵詞』の割注には、「伊勢斎主すけちかゞ女」とある。
- (16) 秋山虔「解説」（『黒川本紫日記』笠間書院、一九七〇）。
- (17) 榊原家所蔵・公益財団法人旧高田藩和親会管理「榊原家史料」榊原本私家集の「和泉式部集 上・下」「和泉式部集 統集」を底本とした、青木賜鶴子『和泉式部集・和泉式部統集（和歌文学大系53）』（明治書院、二〇二四）は、同歌詞書を「この^(形)かたしたるわりこ^(音)を、さいす^(祭主)、けちかかりてかへすとて、かりのこ^(子)をいれて」とする。

- (18) 「和泉式部I」(和歌史研究会編『私家集大成 第二卷 中古II』明治書院、一九七五)。
- (19) 「解説『後拾遺和歌集』」(近藤みゆき・松本真奈美『後拾遺和歌集(和歌文学大系33)』明治書院、二〇二二)。
- (20) 森本元子「後拾遺集伊勢大輔の歌一首」(『和歌史研究会会報』四一、一九七一)。
- (21) 平安京の輔親の「六条のいへ」は、天橋立を模していたためそれに擬えて「海橋立」と呼ばれた(『拾芥抄』)。
- (22) 『太神宮諸雜事記』長元四年六月条。
- (23) 『小右記』長元四年八月二十六日条ほか。
- (24) 森瑞枝「大中臣相伝和歌説話の形成」(『國學院大學日本文化研究所紀要』七三、一九九四・三)。
- (25) 後藤祥子「伊勢大輔伝記考」(山中裕編『平安時代の歴史と文学 文学編』吉川弘文館、一九八一)。
- (26) 森氏前掲注(24)。
- (27) 『大中臣祭主藤波家の歴史』(統群書類従完成会、一九九三)。
- (28) 金葉集の奥に御らんじあはれべとおほしくてかきつけてはべりける
 ななそぢにみちぬるしほのはまひさぎひさしくもよにむもれぬるかな
- (29) 関根慶子「散木奇歌集の研究と校本」(明治図書、一九五二)、同「散木奇歌集の研究」(『阿波本散木奇歌集 本文校異篇』風間書房、一九七九)、平沢五郎「散木奇歌集伝本考(1)」(『斯道文庫論集』二三、一九八八)。
- (30) 以下、同本の書誌情報や伝本上の位置付けなどは、すべて川村晃生「解題」(財団法人冷泉時雨亭文庫編『散木奇歌集』冷泉時雨亭叢書 第二十四卷)『朝日新聞社、一九九三』によった。
- (31) 『中右記』康和五年十月二十二日条ほか。
- (32) 『中右記』元永二年正月二十四日条。
- (33) 『九条家歴世記録 一(図書寮叢刊)』(宮内庁書陵部、一九八九)。
- (34) このほか天永三年(一一二二)『中右記』同年十二月十一日条や元永元年(一一一八)『朝野群載』第六。同年八月二日付「太政官符」にも同様の記載があり、元永元年(一一一八)時点までは前常陸介であったことに疑いない。
- (35) 『中右記』大治二年正月十六日条。
- (36) 128「中臣大系図」(83、MF6)。國學院大學図書館蔵『藤波家文書』のうち。

- (37) 川村晃生「解題」(財団法人冷泉時雨亭文庫編『散木奇歌集(冷泉時雨亭叢書 第二十四卷)』朝日新聞社、一九九三)。
- (38) 十一世紀半ばの祭主大中原永輔は、家子郎等を駆使し、伊勢神宮行政への影響力をおよぼしていた。『太神宮諸雜事記』康平二年十月二十三日条には、度会宮時殺害事件のさいに宮時の追捕を命じた祭主目代は永輔の伯従父頼経であったことが記されている。
- (39) 以下、天神寿詞については、青木紀元編『新版 祝詞』(アーツアンドクラフツ、二〇二二(初一九七五))、同「大祓の詞と天つ神の寿詞」(『祝詞古伝承の研究』国書刊行会、一九八五)、粕谷興紀「(付) 中臣寿詞」(『延喜式祝詞付中臣寿詞』和泉書院、二〇一三)などを参照した。
- (40) 西田長男「中臣寿詞致し新発見の遺文を中心に」(『神道史の研究 第二理想社、一九五七)。
- (41) 藤森馨「新発見の藤波家所蔵『中臣秘書(天神寿詞)』の紹介と考察」(『日本文化研究所紀要』七〇、一九九二・九)。
- (42) 『台記(別記)』康治元年十一月十六日条(『増補史料大成』第二四卷、臨川書店、一九六五)。
- (43) 青木紀元「中臣寿詞の基礎的資料」(『祝詞古伝承の研究』国書刊行会、一九八五)。
- (44) 粕谷前掲注(3)。
- (45) 寛智『悉曇要集記』(承保二年(一〇七五)成立)。また菊澤季生『国語音韻論』(賢文館、一九三五)、築島裕『歴史的仮名遣いその成立と特徴(読み直す日本史)』(吉川弘文館、二〇一四(初一九八六))も参照。
- (46) 『台記』康治元年十一月三十日条(『史料纂集』続群書類従完成会、一九七六)。
- (47) このほか「て」についても、「天仁元年(鳥羽天皇) 中臣寿詞」では「天」しか使われていないことにたいし、「康治元年(近衛天皇) 天神寿詞」では一貫して「旦」と用字されていることも検討上の参考となろう。
- (48) 『古事記』諸写本中、最古の真福寺本に遅れること十年ほどで成立した、いわゆる道果本(永徳元年(一三八一)写。『新天理図書館善本叢書 第一巻 古事記道果本 播磨国風土記』八木書店、二〇一六による)の「序并」には「步驟」にたいし「ウクツク」と合略仮名が使用されている。
- (49) 西宮一民「祝詞の表記と訓読」(『神道史研究』一六巻一号、一九六八)。
- (50) そのさい本居宣長が「康治元年(近衛天皇) 天神寿詞」の校訂や考察を経たうえで最終的な清書本に傍訓を施さなかったことの意味を我われは考えなくてはならないのではないだろうか。今後の検討課題である。